

## 総務省行政事業レビュー 外部有識者会合 議事概要

日 時：平成 31 年 4 月 22 日（月）～5 月 13 日（月）持ち回り開催

議 題：公開プロセス対象事業の選定について

出席者：有川 博 愛国学園大学人間文化学部教授  
北大路信郷 明治大学名誉教授・(株)政策情報システム研究所 代表取締役  
楠 茂樹 上智大学法科大学院教授  
(行) 瀧川 哲也 ボストンコンサルティンググループ  
パートナー&マネージング・ディレクター  
田中 秀幸 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長・教授  
西出 順郎 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科専任教授  
(行) 水戸 重之 TMI 総合法律事務所パートナー弁護士  
(行) 山田 肇 特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム理事長  
(敬称略・五十音順)

### 【議事概要】

#### 1. 事務局説明

平成 31 年度総務省行政事業レビュー公開プロセスの実施について、事務局より、候補事業、実施方法、スケジュール等について説明。

#### 2. 事業の選定について

各委員の主なコメントは以下のとおり。

- 共通事項
  - ・ 全体的な議論の方向として、将来に向けてより良い事業にするためにどうすれば良いかの議論を行うべき。
  
- 総務省共通基盤支援設備整備・運用等事業
  - ・ このシステムがもたらす効果は、文書管理等業務の効率化との理解である。
  - ・ 年度ごとの予算額に凸凹が認められる。
  - ・ 他の府省も同様のシステムを持っていると考えられ、このようなシステムを個別に構築して個別に管理・運用するのではなく、内閣官房が一体的に整備するべきではないか。そのため、総務省の公開プロセス対象事業として取り上げることにはない。
  
- 総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営
  - ・ このシステムはすでに存在するのか、今後構築されるシステムか。
  - ・ 「文書管理システム」の予算額は凸凹が認められる。
  - ・ システム関連事業の中では、予算額が大きく、案件選定の理由となりうる。

- ・ 何が論点になり得るか。専門技術の議論ではないはずで、議論の切り口となる論点が必要。
  - ・ 府省共通情報システムは各府省職員の業務効率や e-Gov を利用する国民の使い勝手に関係するため、利用者の声を聞いて改善されているか、改善体制が構築されているか議論する必要がある。
- 地方行税制統計等・災害時等における情報通信メディアの活用に関する経費
- ・ この事業のような契約は、一社応札になりやすい。
  - ・ 制度上の制約があると思われるが、保守契約のようなものは、国庫債務負担行為を活用して2年目以降は随意契約であっても良いのかもしれない。
  - ・ データを収集することについて、デジタル手続法のワンスオンリー（一度提出した情報は二度提出することを不要とする。）との関係で、既にある政府保有の情報を使えば事足り、新たな調査をする必要性があるかという観点での議論がありうる。
- 高度対話エージェント技術の研究開発・実証
- ・ この事業は、現在話題の「AI」に関連する事業であるとともに、ICT を所管する総務省として今後どのように取り組んでいくのか、そのようなビジョンについても議論できるのではないか。
  - ・ 最近の考え方は、プラットフォームなどのハードと実用化などのソフトはリンクして進めるというもの。また、マーケットにのみ任せると、民間はリスクを避ける傾向にあるので、開発した技術の利活用が進まないことになりかねない。
  - ・ 開発コミュニティのあり方やビジョンは議論になりえる。
  - ・ 官民の役割分担をはじめ、平成29年度秋のレビューの結果の検証ということで議論ができる。
  - ・ 平成29年度秋のレビューでモラルハザード【民間企業が、自己リスクでの研究開発投資よりも政府支援を選ぶこと】の指摘があり、この観点が議論になりうる。
  - ・ 本当に必要な事業なのか、国際競争力の強化に資する事業なのかについての議論もある。
- 次世代映像配信技術に関する実証
- ・ この事業は、予算が455百万円から123百万円に減少しており、予算額を見る限り重要性が小さくなった印象に写る。
  - ・ 他の事業であるが、平成29年度秋のレビューでモラルハザード【民間企業が、自己リスクでの研究開発投資よりも政府支援を選ぶこと】について指摘されているが、本事業でも議論になりうる。
  - ・ 字幕を流す場合、現在の利活用環境に適切に対応できる技術になっているかの議論がある。
- 公衆無線 LAN 環境整備支援事業
- ・ 補助対象の事業の絞込みを行い、また、事業終期を迎えるに当たり論点の明確化が必要ではないか。

- ・ 予算額が大きく案件選定の理由になりうる。
- ・ 平成28年度の公開プロセスでの指摘事項の対応状況が議論になりうる。
- ・ 教育用のLANと防災用のLANは、それぞれ教育だけ、防災だけで活用するという  
ことではないと考える。また、重複投資の有無についての議論が必要。（
- ・ 公衆無線 LAN 環境について議論する際には、教育の情報化に関連して学校に無線  
LANを整備する事業の状況と合わせて、どこまで整備が進んだかを議論する必要が  
ある。

### 3. 選定結果

投票の結果、以下の3事業を公開プロセスの対象とすることで了承となった。

- 総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営
- 高度対話エージェント技術の研究開発・実証
- 公衆無線 LAN 環境整備支援事業